埼玉県建築行政マネジメント計画

第１次　平成２３年　３月
第２次　平成２８年　３月
第３次　令和　２年　８月
第４次　令和　８年　３月

埼玉県建築物安全安心推進協議会

（事務局：埼玉県都市整備部建築安全課）

目次

Ⅰ．はじめに **2**

１．背景と目的 2
２．策定主体 3
３．計画期間 3
４．対象範囲 3
５．計画の公表 3
６．目標達成状況の把握と公表 4
７．取組の見直し 4

Ⅱ．施策 **5**

１．建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 6
（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 6
（２）中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底 9
（３）工事監理業務の適正化とその徹底 12
（４）仮使用認定制度の適確な運用 15
（５）建築確認申請等の電子化の推進 16
２．指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 17
（１）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底 17
（２）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底 18
３．違反建築物対策等の徹底 19
（１）違反建築物対策の徹底 19
（２）違法設置昇降機の安全対策の徹底 21
４．建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 22
（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 22
（２）建築物に係るアスベスト対策の推進 24
（３）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用 25
５．事故・災害時の対応 27
（１）事故対応 27
（２）災害対応 28
６．消費者への対応 30
７．執行業務体制の整備 31
（１）内部組織の執行体制 31
（２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化 32
（３）データベースの整備・活用等 33
付録 34

Ⅰ．はじめに

１．背景と目的

（１）これまでの取組

埼玉県及び県内特定行政庁では、「建築物安全安心推進計画について」（平成11年4月6日付建設省住指第163号）を受け、「埼玉県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）」を平成11年に発足し、建築行政を取り巻く諸問題に対処するため「埼玉県建築物安全安心実施計画」を策定しました。

平成23年度以降は「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成22年5月17日付国住指第655号）及び「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（平成27年2月20日付国住指第4428号、令和2年2月5日付国住指第3643号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「埼玉県建築行政マネジメント計画」を第3次計画まで策定し、各種施策に取り組んできました。

（２）制度の見直し

建築行政の分野においては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）[*1]、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号、令和6年法律第53号）[*2] が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされているところです。

＊１：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）の実現のため、我が国のエネルギー消費量の約 3 割を占める建築物分野における省エネ対策の加速と木材需要の約 4 割を占める建築物分野における木材利用の促進が求められています。

このため、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などが講じられました。

建築物の省エネ性能の向上対策として、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられました。

＊２：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号、令和 6 年法律第 53 号）

（令和 5 年法第 58 号）

建築基準適合判定資格者検定合格者の減少、資格者の高齢化で担い手不足となっています。そのため、建築主事等の継続的かつ安定的な確保が求められます。

建築基準適合判定資格者検定の合格は、建築主事の登録要件であり、建築基準

適合判定資格者検定の受検資格は「一級建築士試験に合格」し「実務経験（建築行政に関し 2 年以上)」を積んでいることとされていました。改正により「実務経験」が、建築基準適合判定資格者の「登録要件」となりました（受検の段階で実務経験は不要)。

また、二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として小規模な建築物等に限り、建築確認関係事務を行うことが可能となりました。

（令和 6 年法第 53 号）

大規模災害時等で計画通知が急増すると建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となります。そこで国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、建築確認に代えて建築計画を建築主事に通知することとされていましたが、法改正により指定確認検査機関による審査・検査等が可能となりました。

（3）埼玉県建築行政マネジメント計画の見直し

昨今の建築行政を取り巻く状況を踏まえた「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（令和7年3月7日付国住指第409号）（以下「国指針」という。）に基づき、新たな制度改正の内容や近年発生した違反建築物への対応などを反映するため、埼玉県建築行政マネジメント計画の見直しを行いました。

引き続き、円滑な経済活動の維持を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため本計画に基づき協議会員の連携の下、効果的な建築行政を推進します。

また、本計画は本県を業務区域とする指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関（以下、県を業務区域とする検査機関等。という）が、国指針にある「推進計画書」を作成する際の参考となるものです。

2．策定主体

埼玉県建築物安全安心推進協議会（61組織・機関）

構成員：埼玉県，特定行政庁（限定特定行政庁含む），指定確認検査機関，指定構造計算適合性判定機関，警察・消防等の関係機関及び関係団体

3．計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4．対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とします。

5．計画の公表

各特定行政庁は、策定した目標を達成するため、庁内はもとより関係団体や住民に当該計画をホームページ等で広く公表し、理解と協力を求めていきます。

6．目標達成状況の把握と公表

目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標達成状況を公表します（巻末様式参照）。

7．取組の見直し

毎年度実施する目標の達成状況及び社会情勢や地域の実情を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体的な取り組むべき施策の見直しを行い、計画の継続的な改善を図るものとします。

特定行政庁・限定特定行政庁区域図

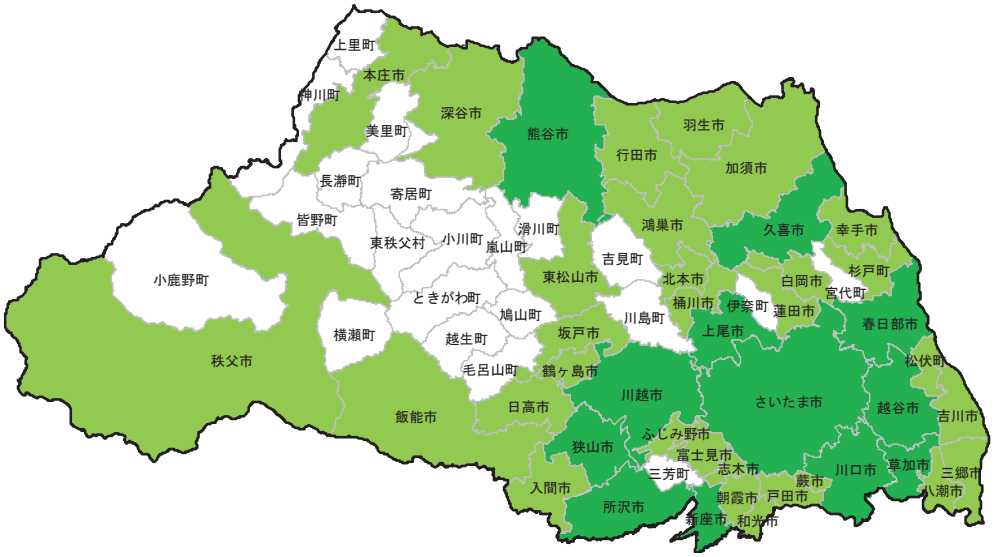

特定行政庁　　（建築基準法第4条第1項及び同条第2項）
限定特定行政庁（建築基準法第97条の2第1項）
※埼玉県知事が特定行政庁となる区域
：白抜きの区域及び限定特定行政庁の区域（限定特定行政庁の区域にあっては建築基準法施行令第2条の2第1項に規定する建築物に限る）

Ⅱ．施策

県、各特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、現状の課題や地域の特性等を考慮して、関係機関・団体の協力のもと、各々の具体的な取組を実施します。

＜凡例＞

「Ⅱ．施策」における行政庁・機関の区分及び記号

行政庁・機関の区分	
県	埼玉県
特行	特定行政庁（限定特定行政庁及び埼玉県知事含む）
指確	指定確認検査機関
指構	指定構造計算適合性判定機関
記号	
◎	新たに取り組む施策
○	一部の特定行政庁で既に取り組んでいる施策
✓	既に取り組んでいる施策

１．建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

【現状】

・確認審査等に関する指針[1]に基づき、円滑かつ適確な確認審査を実施している。
・審査技術、判定技術を向上させるため、研修会の実施などに取り組んでいる。
・構造計算適合性判定や消防同意の審査が求められている場合、各機関で連携し確認審査の円滑化に取り組んでいる。
・令和7年施行の建築基準法改正により、旧4号建築物から新2号建築物となったものはこれまで確認の特例により審査対象外であった「構造関係規定等の審査」が必要になり、大規模の修繕・模様替えについても対象となった。
・また、法改正により、都市計画区域外においては、これまで階数が2以下かつ、延べ面積500㎡以下の木造建築物は建築確認の対象外であったが、構造によらず階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物が対象となり、範囲が広がった。
・令和7年施行の法改正後の新2号建築物の確認申請書受理から確認済証の交付までの期間は35日以内、法改正後の新3号建築物については7日以内とされている。

【課題】

・円滑かつ適確な確認審査ができる体制を維持・継続していくことが必要である。
・令和7年施行の建築基準法及び建築物省エネ法の改正による確認審査業務量増加への対応が必要である。

【目標】
・令和7年施行の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な確認審査の徹底等

[1] 平成 19 年国土交通省告示第 835 号

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 取組例 ・「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」の活用 ・「都市計画区域外における木造建築物の建築手続」等にて、ホームページで法改正を周知		✓	✓	
○ 確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施				✓
○ データベース等を活用した設計者の適格性の確認		✓	✓	✓
○ 建築確認申請担当者や構造計算適合性判定員の審査技術、判定技術向上の取組 取組例 埼玉県特定行政庁連絡協議会での建築基準適合性判定資格者検定の受検前研修会の開催、同協議会での建築主事部会の開催、地域別管内協議会の開催	✓	○	✓	✓
○ 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理（1、2号：35日以内、3号：7日以内）		✓	✓	✓
○ 県・特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関相互の情報交換等による連携の確保	✓	○	✓	✓
○ 説明会や通知等を通じた運用の円滑化 取組例 建築基準法令の取扱いを公開	✓	○	✓	✓

改正建築基準法　２階建ての木造一戸建て（軸組構法）等の 確認申請・審査マニュアル
（一般財団法人日本建築防災協会・一般財団法人建築行政情報センター）
https://www.mlit.go.jp/common/001845811.pdf

都市計画区域外における木造建築物の建築手続
（埼玉県　都市整備部　建築安全課）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/258615/tokeigai.pdf

（2）中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査をさらに徹底する。

また、業務効率化・生産性向上を通じ、より適確な中間・完了検査の実施を図るため、リモート検査の積極的な導入に努める。

【現状】

・新築の完了検査はほぼすべての建築物での受検を確認している。
・共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案など、工事監理不十分事案が発生している。
・令和6年度の増築等[2]の完了検査率は、全県で95.7％である。
・用途変更完了届出率は、まだ100％になっていない行政庁がある。
・また、同改正により、都市計画区域外においては、これまで階数が2以下かつ、延べ面積500㎡以下の木造建築物は建築確認の対象外であったが、構造によらず階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物が対象となり、検査対象の範囲も広がった。

【課題】

・既存ストック活用の流れから、増築や改修は増加し、空き家等の用途変更の活用も求められており、これらについても法への適合性を確保することが必要である。
・令和7年施行の建築基準法及び建築物省エネ法の改正による検査量増加への対応が必要である。

【目標】
・新築・増築等における完了検査率、用途変更完了届出率：１００％

[2] 増改築、大規模修繕・模様替え、移転

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 検査未受検・無届出の建築物に対する督促等の実施 取組例 ・確認済証と併せ検査受検（用途変更の場合は届出）案内を配付する。 ・検査予定時期別管理[3]による受検状況の把握。 ・現場パトロール（違反建築なくそう運動等）により工事状況を把握し、受検（用途変更の場合は届出）要請を徹底する。 ・設計者、工事監理者及び施工者に対し、建築主へ受検の必要性を説明するよう要請する。 ・「中間検査における特定工程等について」をホームページ等で周知する。		○		
○ 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施 取組例 ・所有者等に対し、建築基準法第12条第５項に基づき、現況の適法性について報告を求める。		○		
○ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 取組例 ・検査申請書第四面（工事監理の状況）の記載内容について、検査時の確認を徹底する。 ・「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」を活用する。		✓	✓	
○ 地域特性を踏まえた特定工程の設定 取組例 ・特定行政庁連絡協議会にて中間検査の対象とする建築物の検討を行う。		✓		
○ リモート検査の積極的な導入		◎	◎	

[3] 建築計画概要書第二面の工事完了予定年月日による物件毎の管理

彩の国 埼玉県

【改 正】

令和２年10月1日以降 の 建築確認申請より

対象建築物 を 拡大 します（5階 ⇒ 3階以上） ※赤字：改正箇所

建築基準法第7条の3第1項及び第6項に規定する

中間検査における特定工程等について

対象区域

埼玉県内すべての区域 ※さいたま市など、県内１２の特定行政庁も同一。

対象建築物

用 途	規 模
住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）	地階を除く**階数３以上**のもの
住宅以外	地階を除く**階数３以上 かつ 延べ面積５００㎡を超える**もの

※増築の場合は、増築部分が上表に該当する場合

＜対象外＞ ・認証型式部材等（法第68条の20）の建築物
・仮設許可（法第85条第5項及び第6項）の建築物

検査を実施する時期（特定工程）

構 造	検査の時期（特定工程）	
木造	**屋根工事**の完了	
鉄骨造	**基礎配筋工事**の完了	**１階の建て方工事**の完了
鉄筋コンクリート造		**２階の床、はりの配筋工事**の完了
鉄骨鉄筋コンクリート造		**１階の建て方工事**の完了 ※階数３階以上である共同住宅の場合は、２階の床、はりの配筋工事の完了時（法第7条の3第1項第1号による特定工程）
上記の構造を併用した建築物		**各構造に応じた工事**の完了

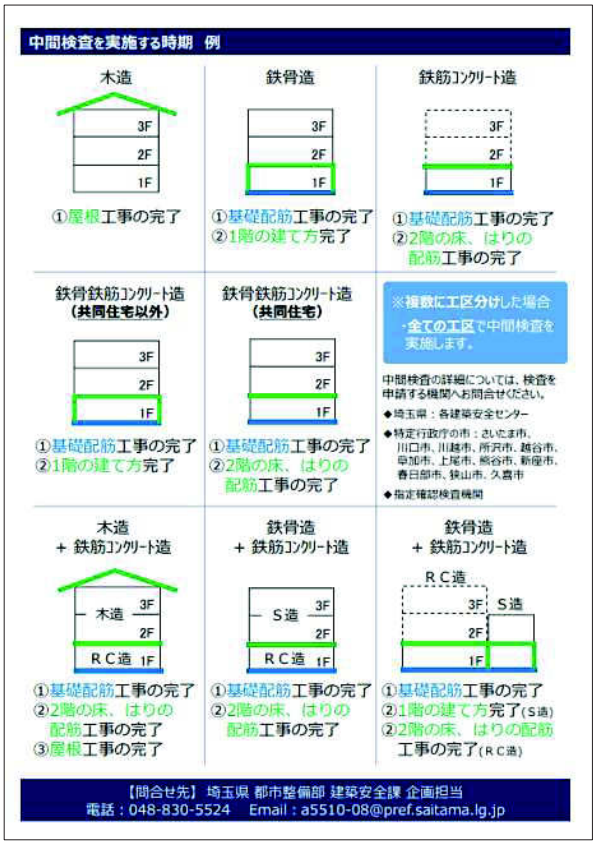

中間検査を実施する時期 例

木造
3F / 2F / 1F
①屋根工事の完了

鉄骨造
3F / 2F / 1F
①基礎配筋工事の完了
②1階の建て方完了

鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
3F / 2F / 1F
①基礎配筋工事の完了
②2階の床、はりの配筋工事の完了

鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（共同住宅以外）
3F / 2F / 1F
①基礎配筋工事の完了
②1階の建て方完了

鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（共同住宅）
3F / 2F / 1F
①基礎配筋工事の完了
②2階の床、はりの配筋工事の完了

※複数に工区分けした場合
・全ての工区で中間検査を実施します。

中間検査の詳細については、検査を申請する機関へお問合せください。
◆埼玉県：各建築安全センター
◆特定行政庁の市：さいたま市、川口市、川越市、所沢市、越谷市、草加市、上尾市、熊谷市、新座市、春日部市、狭山市、久喜市
◆指定確認検査機関

木造＋鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
3F 木造 / 2F / 1F RC造
①基礎配筋工事の完了
②2階の床、はりの配筋工事の完了
③屋根工事の完了

鉄骨造＋鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
3F S造 / 2F / 1F RC造
①基礎配筋工事の完了
②2階の床、はりの配筋工事の完了

鉄骨造＋鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
RC造 3F S造 / 2F / 1F
①基礎配筋工事の完了
②1階の建て方完了（S造）
②2階の床、はりの配筋工事の完了（RC造）

【問合せ先】埼玉県 都市整備部 建築安全課 企画担当
電話：048-830-5524 Email：a5510-08@pref.saitama.lg.jp

中間検査における特定工程について
（埼玉県　都市整備部　建築安全課）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/177409/200916tyu-kankensa-chirashi.pdf

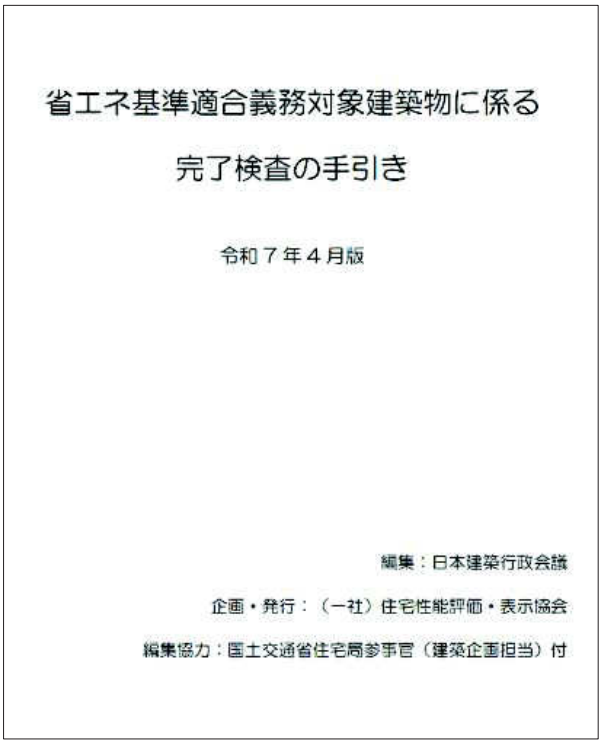

省エネ基準適合義務対象建築物に係る

完了検査の手引き

令和７年４月版

編集：日本建築行政会議

企画・発行：（一社）住宅性能評価・表示協会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き
（企画・発行一般社団法人 住宅性能評価・表示協会）
https://www.mlit.go.jp/common/001500267.pdf

（３）工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。このため、工事監理ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化を図る。

【現状】

・新築物件等については、ほぼすべての建築物で工事監理者が選定されていることを確認している。
・増築等工事については、工事監理者が選定されていない場合がある。
・工事監理が不十分だったと思われる不具合（共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案等）が発生している。

【課題】

・増築等工事の工事監理者選定について周知が不十分である。
・工事監理が不十分な事案への対応が必要である。

【目標】

・増築等工事監理者選定割合：１００％
・工事監理者による適正な工事監理業務

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 取組例 ・工事着手予定日前に未届出案件へ督促する。 ・現場パトロール（違反建築なくそう運動等）時に工事監理者未選定、又は変更届未報告の建築主等に対し届出書の提出を指示する。		○	✓	
○ データベース等を活用した工事監理者の適格性確認 取組例 ・建築確認申請時又は工事監理者決定（変更）届出時に、建築物の規模に応じた資格者が選定されているかの確認を徹底する。		✓	✓	
○ 工事監理業務の重要性の周知徹底等 取組例 ・工事監理者向けに「工事監理ガイドライン」等の活用を促進する。 ・工事監理者向け啓発チラシを配布する。 ・建築士事務所への立入検査を実施する。		○		

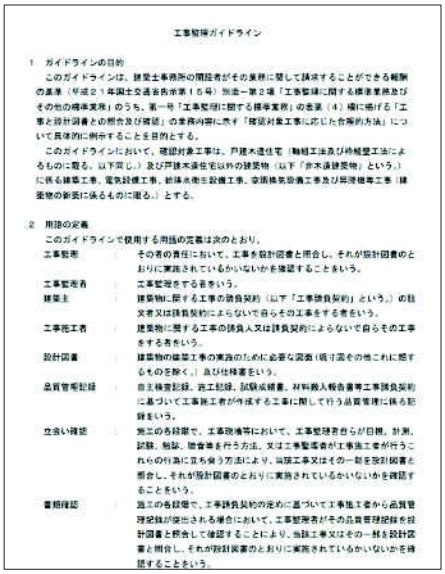

工事監理ガイドライン

1　ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成２１年国土交通省告示第１５号）別添一第２項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（４）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に係る「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。

2　用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

工事監理　：　その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかないかを確認することをいう。

工事監理者　：　工事監理をする者をいう。

建築主　：　建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の当事者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

工事施工者　：　建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

設計図書　：　建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

品質管理記録　：　自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。

立会い確認　：　施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聞き取りを行う方法、又は工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかないかを確認することをいう。

書類確認　：　施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかないかを確認することをいう。

別紙１

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物　建築工事）

工事区分			工事監理者の確認内容	
工事の種別	節　名		確認項目	具体的な確認方法
1 一般共通事項	1.1 材料		種類（設計を満たす材料を選定） 品質、寸法 その他（アルカリ骨材の having）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・機械試験書等 ・製品承認書 ・材料承認書 ① 使用されていることの確認 ② 品質、性能を証明する資料を整理し、内容を確認 ③ 材料の品質証明書を整理し、内容を確認
	1.2 施工		・設計図書通りに施工	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・機械試験書等 ・製品承認書 ① 使用されていることの確認 ② 品質、性能を証明する資料を整理し、内容を確認 ③ 材料の品質証明書を整理し、内容を確認
2 地盤工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び隣接の	・敷地形状、境界杭の位置、隣地との高低差 ・建築物形状確認	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・計測記録等に係る書類確認
		2) ベンチマーク	・設置状態、材質 ・高さ（設計GL との関係）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・設計GL との関係（高さ）を自主検査記録・計測記録（工事写真）などの書類確認
3 土工事	3.1 材料	1) 盛土及び埋土	・種類、土質	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 掘削	・掘削の形状、寸法 ・支持地盤（岩盤面等）の確認	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 盛土及び埋土	・締固めの状態 ・締固め厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事監理ガイドライン
（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000019.html

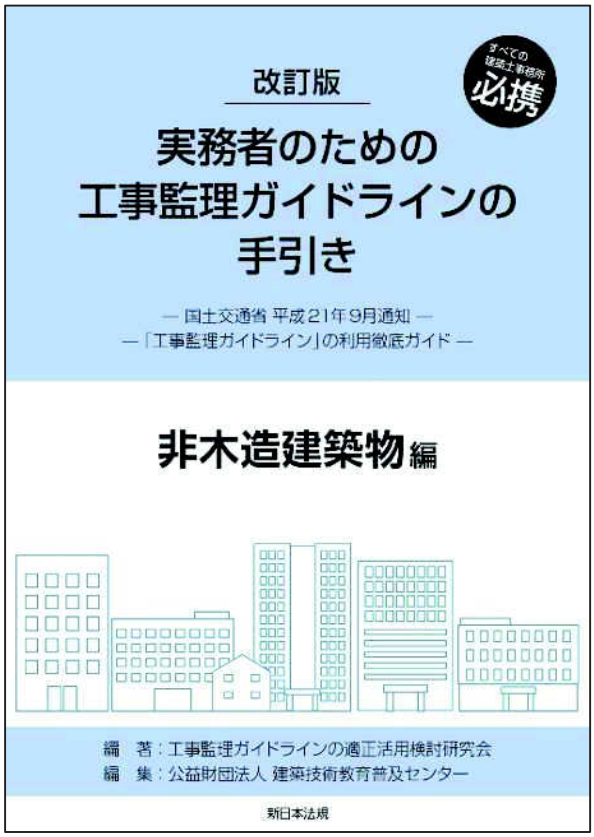

改訂版　実務者のための工事監理ガイドラインの手引き
（工事監理ガイドラインの適正活用検討研究会･公益財団法人建築技術教育普及センター）

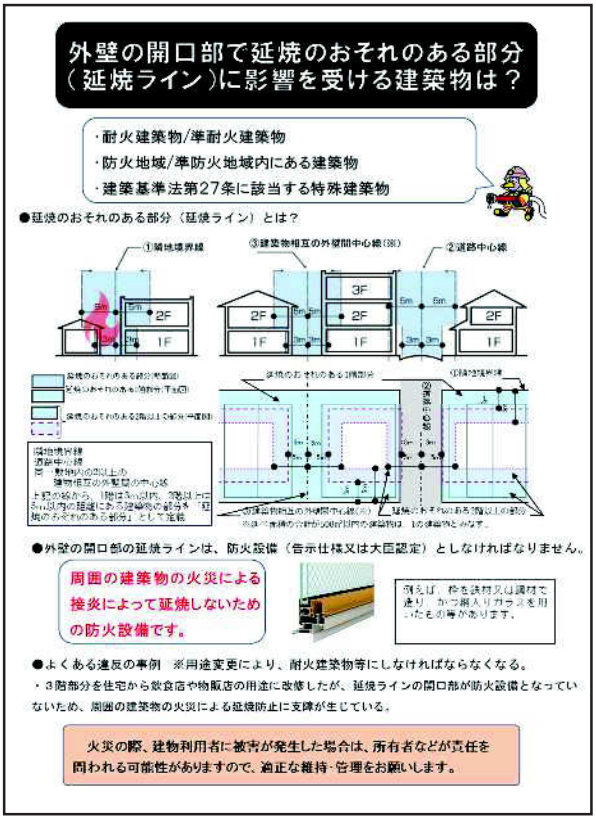

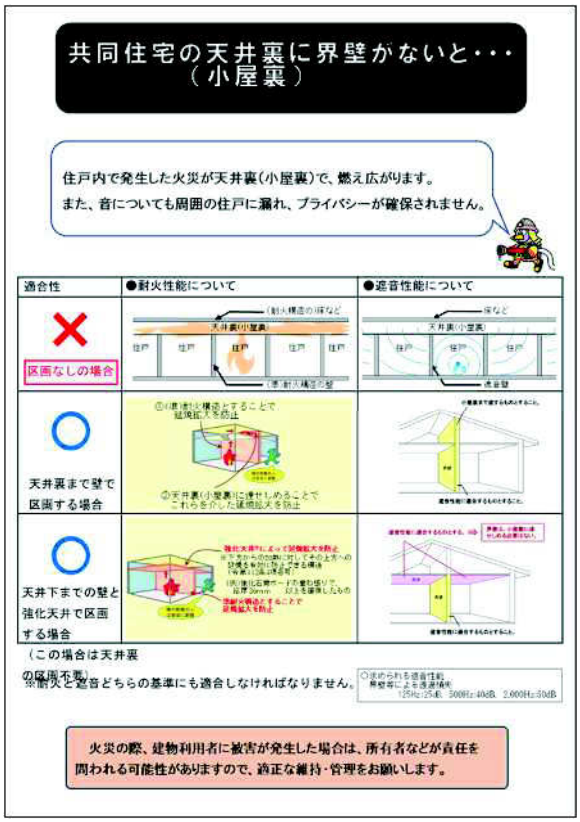

工事監理者向け啓発チラシ
（埼玉県　都市整備部　建築安全課）

（4）仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

【現状】

・特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関は連携体制を構築するとともに運用の整合性を確保している。

・令和7年施行の建築基準法の改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの使用制限がかかる。

【目標】

・仮使用認定制度の円滑な実施

・工事中の建築物の安全確保の徹底

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関の連携体制の構築及び運用の整合性の確保		✓	✓	
○ 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底		○		
○ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知		○		
○ 令和7年施行の建築基準法の改正により、新たに仮使用認定制度の対象となったもの（新２号建築物）の周知徹底		○		

（５）建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続きの一層の効率化により、受付事務等の時間が短縮され、審査、違反建築物の是正指導及び法令例規の運用の整理等の業務に時間を充てることができる。そのため特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化を進める。

【現状】

・建築確認申請等の電子化について、国は「情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて（技術的助言）」（令和7年1月16日付け国住指第357号）及び「電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱について(通知)」（令和3年2月9日付け消防予第40号)を発出し推進している。

・国は令和7年4月に、特定行政庁や指定確認検査機関が利用可能な建築確認電子申請受付システム（（一財）建築行政情報センター）の供用を開始した。

・各特定行政庁は申請の電子化に向け情報収集を行っている。

・協議会会員等の電子化状況　（令和7年10月）

「建築確認の電子申請」の対応可能機関の割合	
特定行政庁（対応に向けて準備中も含む）	18.6%
協議会会員の指定確認検査機関	100.0%
埼玉県を業務区域とする指定確認検査機関	64.1%
「確認審査報告書の電子化」の対応可能機関の割合	
特定行政庁（対応に向けて準備中も含む）	7.0%
協議会会員の指定確認検査機関（準備中も含む）	100.0%
埼玉県を業務区域とする指定確認検査機関	33.3%

【課題】

・申請件数の少なさや電子化に対応するための環境が整っていないなどの理由で、特定行政庁の電子申請体制導入は遅れている。

【目標】

・建築確認の電子申請の受付への対応

・指定確認検査機関と各特定行政庁間での情報共有

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議含む）		✓	✓	
○ 確認審査報告の電子化の推進		✓	✓	

２．指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

（１）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関（以下「指定確認検査機関等」という。）における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。

【現状】

・令和6年度の県内の確認申請の約99%は指定確認検査機関へ申請されている。また、県内の構造計算適合性判定は全て指定構造計算適合性判定機関が行っている。
・指定確認検査機関が処分される事例が発生している（令和2～6年：16件）。
・確認審査・検査に係る特例の見直しなどを含む改正建築基準法が令和7年4月から全面施行されている。

【課題】

・確認審査・検査に係る特例の見直し等により、指定確認検査機関における審査等に係る業務量の増加などが予測される。

【目標】
・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の業務の適確な実施の確保

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 指定確認検査機関に対する指導・監督の徹底及び処分基準に基づく適正な処分の実施 取組例 ・確認検査の業務に係る報告の確認 ・特定行政庁との確認検査に係る情報共有	✓			
○ 県による指定確認検査機関等への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施	✓			
○ 特定行政庁による指定確認検査機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施		◎		
○ 指定確認検査機関の処分履歴等の公表等	✓			

（2）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【現状】

・二級建築士が処分される事例が発生している（令和 2～6 年：8 件）
・建築士事務所が処分される事例が発生している（令和 2～6 年：2 件）

【課題】

・建築士法に定められた定期講習の未受講者が存在する。
・建築士関係団体等に所属せず、業務の実施に必要となる情報を取得することが難しい建築士及び建築士事務所開設者が存在する。

【目標】
・建築士事務所の適正な業務の実施
・二級建築士及び木造建築士の定期講習受講の徹底

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所に対する指導・監督の徹底及び処分基準に基づく適正な処分の実施 取組例 管理建築士の専任性の確認 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底	✓			
○ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施 取組例 特定行政庁等との連携による検査対象の抽出	✓			
○ 所属建築士の定期講習受講義務など建築士制度の周知	✓	○		
○ 二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の処分履歴等の公表	✓			

３．違反建築物対策等の徹底

（１）違反建築物対策の徹底

県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防及び福祉等の関係機関との連携により、違反建築物の実態把握に努めるとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【現状】

・建築基準法等を順守していない違反建築物が存在している。
・違反の未然防止及び発生後の早期発見のため、特定行政庁は現場パトロール等を実施している。
・違反の把握及び是正指導等に当たり、特定行政庁と消防、警察及び福祉等の関係機関による情報共有や合同立入検査などを実施している。
・所有者の資金確保の困難等により、是正期間が長期化する場合がある。

【課題】

・建築行政、警察及び消防など相互間における、情報共有・連携体制をより効果的かつ継続的なものとするため、会議体等の枠組みの構築が必要である。
・違反建築の未然防止のため、また、使用開始後の是正は困難となるため、早期に発見できる対応が必要である。
・確認申請等の手続を必要としない小規模な増築や用途変更、リフォーム等によって違反建築物が発生することがある。

【目標】

・違反建築物対策の徹底

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 違反建築物の是正に係る目標や具体的な取組を定めた方針の作成		○		
○ 警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保 取組例 違反に係る情報共有、合同立入検査の実施		○		
○ 国、都道府県、特定行政庁との情報共有 取組例 技術的助言に基づく違反の疑いに関する情報提供	✓	✓		
○ 違反建築物に対する是正指導要領の作成		○		
○ 違反の未然防止及び早期発見のための現場パトロール等の実施		✓		
○ 違反建築物に対する行政指導等		✓		
○ 重大な違反建築物に対する命令及び告発の実施		○		
○ 違反の未然防止等に関する普及啓発		◎		
○ 違反建築物に関与した建築士及び施工者等に関する関係機関との情報共有	✓	✓		

（2）違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない昇降機（違法設置昇降機）においては、過去多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

【現状】

・工場等では違法設置昇降機が存在し、労働基準監督署からの連絡を受け、立ち入りや聞き取り調査を行い、簡易リフトを除く昇降機については建築基準法に適合するよう指導している。

【課題】

・工場等は垂直自動搬送機（機械の一部）の認識で昇降機の手続きを取らず使用している場合や売買により違法設置昇降機と知らずに新しい所有者が使用している場合が多く、所有者に事業区分及び関係法令を確認させることが必要。

【目標】

・違法設置昇降機の安全対策の徹底等

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握 取組例 労働基準監督署と連携し、現地調査等を実施する。 工場や倉庫などの設置可能性が高い用途の建築物については、防災査察等の機会を捉え現場を確認する。		○		
○ 構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底等 取組例 法第12条第５項により現状や是正計画の報告を求める。 是正の進捗を厳しく管理し、是正後現地を確認する。		○		

４．建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告制度の適確な運用により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設についても、適切な維持管理を通じた安全確保を推進する。

【現状】

・令和6年度の県内で定期報告の対象となる建築物等の定期報告率は約91％である。
・建築基準法の改正等による定期報告制度の見直しに対し、特定行政庁は地域の実情等を踏まえ対応している。

【課題】

・定期報告制度について十分な理解が得られていないなどの理由により、定期報告を行わない所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が存在している。
・定期報告制度の見直し等が行われる中で、特定行政庁が定期報告対象となった建築物等を正確に把握することが困難な場合がある。
・所有者等が定期報告を行いやすい環境を整備するとともに、特定行政庁の業務の効率化を図るため、オンライン化を推進する必要がある。

【目標】

・定期報告率：９５％
・定期報告の対象となる建築物等の把握
・定期報告のオンライン化

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 定期報告制度の周知 取組例 防災査察における所有者等への周知		○		
○ 定期報告の対象となる建築物等の把握 取組例 福祉等の関係部局等との連携による把握		○		
○ 所有者等に対する報告の働きかけ 取組例 所有者等に対する報告時期の事前連絡及び督促		○		
○ 未報告建築物等に対する報告徴収及び立入検査		○		
○ 関係機関との連携による定期報告業務講習会の開催		○		
○ 定期報告対象建築物のデータベース化		○		
○ 定期報告に対するフォローアップの実施 取組例 是正が必要な建築物に対する指導等		○		
○ 定期報告受付等のオンライン化の検討		○		

（2）建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の重要性に鑑み、引続き使用実態の把握に取り組み、関係部局との連携も図りながら、建築物所有者によるアスベスト対策を推進する。

【現状】

・吹付けアスベスト等が使用された建築物が残っており、住民や利用者の健康被害を招く危険性が存在する。
・1,000㎡以上の民間建築物のほか、不特定多数の者が訪れる集会場や物品販売業を営む店舗などの小規模建築物（共同住宅、寄宿舎を除く定期報告対象建築物）を優先してアスベスト調査台帳の整備や実態把握への取組を進めている。
・アスベスト対策に関する助成制度は、県及び6市（令和7年4月1日現在）で実施している。

【課題】

・吹付けアスベスト等の除去等の対策を推進するため所有者等の負担を軽減することが必要。
・吹付けアスベスト等の危険性と対策の必要性、専門家による調査の重要性や助成制度が所有者に十分に認識されていない。
・吹付けアスベスト等が施工されている建築物の数を適時把握することが必要。

【目標】

・アスベスト台帳整備と使用実態把握の促進

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ アスベスト対策の周知徹底 取組例 アスベスト等についてホームページ等により必要性や除去費用の目安などを周知	✓	○		
○ アスベストを有する建築物に係わるデータベース化 取組例 定期報告台帳などの活用により対象建築物のアスベストの有無を調査		○		
○ アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備 取組例 交付金を活用した助成制度の立上げ、周知、実施	✓	○		
○ 公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表等 取組例 国の照会に基づき、フォローアップ調査を実施	✓			
○ アスベスト対策関係部局との連携 取組例 各種業界団体を介した補助制度の周知		○		

（3）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックの安全性の向上及び有効活用を図るため、所有者等に対し、既存不適格建築物の増改築等に係る法制度や、既存建築物の現況調査に関するガイドライン等の周知を図る。

また、空き家等の既存建築ストックの管理や有効活用のため相談体制等の整備を図る。

【現状】

・現行法に適合していない既存不適格建築物や検査済証の交付を受けていない既存建築物が存在している。
・既存建築物の利活用の促進を図るため、令和7年11月に既存建築物の現況調査ガイドライン（第3版）が公表された。
・増加する空き家への対策として「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年施行）」が制定された。利用目的のない空き家は、この20年で約1.9倍に増加し、今後更に増加する見込みである。そのため、除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化することを目的に、令和5年12月に改正法が施行された。
・令和7年施行の建築基準法の改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となった。

【課題】

・建築後、長期間経過した既存建築物（ブロック塀や擁壁を含む）の中には、現行の法令の基準に適合しておらず、災害等により甚大な被害を受けるおそれがある。
・現行法に適合していない既存不適格建築物や検査済証の交付を受けていない既存建築物は、利活用が困難となる場合がある。
・利活用のために行われた改修工事等により不適法な状態となる場合がある。
・周囲に悪影響を及ぼす前に有効活用や適切な管理を行うことが重要であるが、所有者に周知されていない。

【目標】

・既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 既存建築物に対応する法制度等の周知徹底 取組例 増改築や用途変更に係る全体計画認定制度の相談、防災査察及び定期報告等の機会を捉えて所有者等へ現行法への適用を促す。		○		
○ 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知 取組例 所有者向けの啓発リーフレットの作成・配布		○		
○ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知		○		
○ 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施 取組例 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用		○		
○ 既存建築ストックの有効活用に関する相談先の周知 取組例 空き家対策に建築行政も連携する。 空き家の所有者向けの「適正管理等啓発チラシ」等を市町村窓口に配架し相談先を周知する。		○		
○ 既存建築物を利活用した優良事例の収集・整理・公表		○		
○「既存建築物の現況調査ガイドライン」の周知及び調査結果の活用 取組例 増改築や用途変更の機会を捉え、法適合状況の把握や不適合部分の是正を促し、円滑な増改築等が行えるよう指導する。		○		
○ 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用		○		
○ 令和7年施行の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕･大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知徹底		◎		

５．事故・災害時の対応

（１）事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設等に係る人身事故が発生した場合には、迅速かつ適確な事故対応を行う。

【現状】

・建築物、昇降機及び遊技施設等に係る人身事故が繰り返し発生している。
・県は、事故発生時には、市町村等から情報収集を行い、速やかに国へ報告している。
・県は、事故防止のため、消防部局等との合同検査等を実施している。

【課題】

・事故発生時における迅速かつ適確な対応に加え、事故の未然防止のための取組が必要である。

【目標】

・事故発生時の迅速かつ適確な対応及び事故発生を防止するための取組の実施

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 建築関連団体等との協力体制の整備	✓			
○ 事故発生情報の迅速な把握のための関係機関との共有体制の構築		○		
○ 事故調査を円滑に実施するための関係機関との連携体制の構築		○		
○ 事故対応マニュアルの整備		○		
○ 国への迅速かつ適確な事故発生情報の提供		○		
○ 建築基準法に基づく立入検査の実施等		○		
○ 類似事故の発生を防止するための注意喚起等		○		

（2）災害対応

切迫性が指摘される首都直下地震など災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要であり、被災後の二次的災害を防止するために、被災建築物応急危険度判定の実施が必要となる。そのため、各関係機関と引き続き連携し、判定士の技術力の向上など更なる体制強化に取り組む。

【現状】

・被災建築物応急危険度判定士：6,732人（令和６年度末）　＜　必要6,800人
・地震等の災害が発生した際の迅速かつ適確な対応のため、実施主体となる各市町村とそれを支援する県の役割分担のもと平常時から準備を進めている。
・判定模擬訓練などを定期的に実施し、判定能力維持に努めている。

【課題】

・必要判定士数が確保できておらず、迅速な被災建築物応急危険度判定の実施のためには、新たな判定士の確保が必要である。
・被災時に迅速に活動するためには、各判定士の健康面や家庭環境の状況変化にあわせ、参加意向を確認するなど平常時から実態に即した登録情報に更新していく必要がある。
・大地震直後の混乱や想定を超える事態の発生などが危惧される中、被災直後迅速に、県･市町村･判定士が連絡･調整する体制を平常時から維持していく必要がある。
・実際の判定活動の経験機会は非常に少なく、判定士の判定能力の維持には努力を要する。

【目標】

・被災建築物応急危険度判定士登録者数：６，８００人以上
・被災建築物応急危険度判定模擬訓練　：年１回以上

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 災害時の連絡体制等の整備 取組例 ・70歳を超える登録者への意向確認の実施 ・被災建築物応急危険度判定士参集連絡訓練の実施	✓			
○ 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供	✓			
○ 被災建築物応急危険度判定士の確保 取組例 ・新規判定士養成講習会の開催（年４回程度） ・応急危険度判定士データベースの更新	✓			
○ 被災建築物応急危険度判定士の技術力等の向上 取組例 判定模擬訓練の開催（年１回程度）	✓			
○ 広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保 取組例 データベースを活用した迅速な判定士招集体制構築	✓			
○ 訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底等	✓			

6．消費者への対応

消費者からの建築物の安全･安心に係る様々な相談等に対し、関係機関等と連携し、適切な対応を行う。

【現状】

・建築物に関する相談先として、行政、建築関係団体等の相談窓口を設置している。
・建築計画概要書等や建築士･建築士事務所の名簿を閲覧できる制度などが設けられている。

【課題】

・消費者の建築等に関する幅広い相談に、建築行政窓口の職員の知識だけでは対応が難しい場合がある。

【目標】
・安全・安心に関する情報周知と関係機関等と連携した相談体制の構築

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 消費者部局及び消費生活センターとの対応方法等についての連携 取組例 対応についての情報提供や方法等に関する確認･調整		○		
○ ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供 取組例 相談内容に応じた窓口一覧表の作成･公表 わかりやすいＱ＆Ａ集（ホームページ等）の作成･公表		○		
○ 建築関係団体、住宅供給公社等との連携 取組例 県民向け相談会、相談窓口の周知・案内		○		

7．執行業務体制の整備

（1）内部組織の執行体制

建築基準法や関係法令の適切な執行は極めて重要である。これらを効率的に遂行するため業務執行体制の構築を図ることが必要である。建築主事や確認検査員等の将来の配置を踏まえた業務執行体制の検討や、人材の育成と確保が必要である。

【現状】

・令和4年第13次地方分権一括法の改正に伴う建築基準法改正で、これまで建築基準適合判定資格者検定の受検要件であった2年間の実務経験が登録要件となった。また、二級建築基準適合判定資格者検定制度が創設された。
・令和5年第14次地方分権一括法の改正に伴う建築基準法改正で、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知について、建築主事、建築副主事に加え、指定確認検査機関による審査･検査等が可能となった。
・令和7年施行の建築基準法･建築物省エネ法改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものは、不要であった構造関係規定等の審査が必要になった。
・特定行政庁には、建築確認等の審査以外にも、違反建築物に対する是正指導、指定確認検査機関に対する監査や照会対応、法の運用の明確化等の行政職員が果たすべき役割がある。

【課題】

・建築技術職員（有資格者）の人材不足
・特定行政庁における審査担当者の審査技術の低下・経験の不足

【目標】

・建築行政に必要な執行体制の構築・強化
・審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 建築技術職員の長期的視点での人材育成及び人員確保 取組例 埼玉県特定行政庁連絡協議会での視察等、一級建築士･建築基準適合性判定資格者取得研修(1･2級共受講可)の開催 ○ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 取組例 埼玉県特定行政庁連絡協議会での建築主事部会や研究会の開催、地域別管内協議会の開催	✓	✓		
○ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の確保		✓		

（2）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制が必要である。

【現状】

・目的に応じ協議会を設置し、関係団体との連携を図っている。

① 埼玉県建築物安全安心推進協議会

ア【概要】 平成10年の建築基準法改正に伴い、法の適確な実施に向け策定された「建築物安全安心推進計画について」（平成11年4月6日建設省住指発第163号）に基づき、当該計画を推進するために平成11年8月に設置。

イ【構成員】（巻末構成員一覧参照）特定行政庁、警察、消防、福祉等の関係機関、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体、建築士・建築士事務所関係団体、消費者団体

② 彩の国既存建築物地震対策協議会

ア【概要】 建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図るために平成10年1月に設置。

イ【構成員】埼玉県、県内全市町村、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建築施工・住宅関係団体、建築士・建築士事務所関係団体

③ 日本建築行政会議

ア【概要】 全国的な建築行政の会議。会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するためのより適確な基準の整備･運用を通じて、建築物の安全性の確保、質の向上及び個性豊な市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進を図るために平成12年6月に設置。前身は日本建築主事会議。

イ【構成員】全国の特定行政庁、指定確認検査機関、指定認定機関、指定性能評価機関

【目標】

・関係機関・関係団体との連携強化と取組の充実

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 既存の協議会において、構成員の連携を強化し、取組の充実を図る。 ○ 新たな法制度の創設や社会情勢の変化等に応じ、関係機関、関係団体と連携した執行体制を整備する。	✓	○		

（3）データベースの整備・活用等

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備･活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

【現状】

・特定行政庁において、建築確認･検査等に係るデータベースの整備は行われている。
・データベースを活用及び分析し、各種施策を実施している。

【課題】

・各種施策検討のため、データベースを適切な状態に維持管理する必要がある。

【目標】

・建築確認・検査等に係るデータベースの適切な整備・維持管理の継続
・各種施策の対象となる建築物の総数の把握

【施策】

内　容	県	特行	指確	指構
○ 建築士･建築士事務所データベースの適切な維持管理 ○ 建築士･建築士事務所の処分情報の共有･データベース化	✓			
○ 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化		✓		
○ データベース分析による課題抽出と施策検討等	✓	✓		
○ 指定確認検査機関とのネットワークの構築等 取組例 建築行政共用データベースシステム（（一財）建築行政情報センター）を利用したネットワークの構築		✓	✓	
○ 建築行政手続の電子化の推進		◎		

付録

1．埼玉県建築物安全安心推進協議会　構成員一覧

区分			構成員			
特定行政庁		13	埼玉県	川口市	上尾市	久喜市
			さいたま市	所沢市	草加市	
			川越市	春日部市	越谷市	
			熊谷市	狭山市	新座市	
限定特定行政庁		30	行田市	深谷市	北本市	日高市
			秩父市	蕨市	八潮市	吉川市
			飯能市	戸田市	富士見市	ふじみ野市
			加須市	入間市	三郷市	白岡市
			本庄市	朝霞市	蓮田市	杉戸町
			東松山市	志木市	坂戸市	松伏町
			羽生市	和光市	幸手市	
			鴻巣市	桶川市	鶴ヶ島市	
指定確認検査機関		1	一般財団法人さいたま住宅検査センター			
指定構造計算適合性判定機関						
行政機関	建設業、住宅、保健、福祉等	3	埼玉県 県土整備部 建設管理課			
			埼玉県 都市整備部 住宅課			
			埼玉県 保健医療部 生活衛生課			
	消費者相談	1	埼玉県 県民生活部 消費生活支援センター			
警察		1	埼玉県 警察本部 生活安全部 生活経済課			
消防		1	埼玉県 危機管理防災部 消防課			
定期報告		1	一般財団法人 埼玉県建築安全協会			
建築設計団体		3	一般社団法人 埼玉建築士会			
			一般社団法人 埼玉建築設計監理協会			
			一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会			
建設業等団体		1	一般社団法人 埼玉県建設業協会			
宅地建物・不動産団体		1	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会			
電気・ガス等エネルギー供給事業者		2	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社			
			東京ガス株式会社 埼玉支社			
金融機関等		1	独立行政法人 住宅金融支援機構			
消費生活団体		2	埼玉県生活協同組合連合会			
			さいたま住宅生活協同組合			

計　61

2．取組別の実施主体及び協力団体

●：実施主体、○：協力･支援等
（実施主体の取組について、協力･援等を行う。）

施策	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関（住宅、建設業、保健、福祉等）	行政機関（消費者相談）	警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	宅地建物・不動産団体	電気・ガス等エネルギー供給事業者	金融機関等	消費生活団体
1．建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保																
（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	【目標】令和７年施行の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な確認審査の徹底等															
確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施		●	●	●					○							
確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施					●											
データベース等を活用した設計者の適格性の確認		●	●	●	●						○					
建築確認申請担当者や構造計算適合性判定員の審査技術、審査技術、判定技術向上の取組	●	●		●	●											
円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理		●	●	●	●				○							
県・特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関相互の情報交換等による連携の確保	●	●		●	●				○							
説明会や通知等を通じた運用の円滑化	●	●		●	●						○					
（2）中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底	【目標】新築･増築等における完了検査率、用途変更完了届出率：１００％															
検査未受検・無届出の建築物に対する督促等の実施		●														
検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施		●							○							
中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会		●	●	●							○					
地域特性を踏まえた特定工程の設定		●	●													
リモート検査の積極的な導入		●		●												
（3）工事監理業務の適正化とその徹底	【目標】・増築等工事監理者選定割合：１００％ ・工事監理者による適正な工事監理業務															
建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底		●		●							○					
データベース等を活用した工事監理者の適格性確認		●	●	●							○					
工事監理業務の重要性の周知徹底等		●									○					
（4）仮使用認定制度の適確な運用	【目標】・仮使用認定制度の円滑な実施 ・工事中の建築物の安全確保の徹底															
特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関の連携体制の構築及び運用の整合性の確保		●	●	●					○							
安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底		●							○							
工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知		●									○					
令和７年施行の建築基準法の改正により、新たに仮使用認定制度の対象となったもの（新２号建築物）の周知徹底		●														
（5）建築確認申請等の電子化の推進	【目標】・建築確認の電子申請の受付への対応 ・指定確認検査機関と各特定行政庁間での情報共有															
建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議含む）		●	●	●					○							
確認審査報告の電子化の推進		●	●	●												

施策	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関		警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	宅地建物・不動産団体	電気・ガス等エネルギー供給事業者	金融機関等	消費生活団体
						住宅、建設業、保健、福祉等	消費者相談									
2．指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底																
（1）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	【目標】指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の業務の適確な実施の確保															
指定確認検査機関に対する指導・監督の徹底及び処分基準に基づく適正な処分の実施	●															
県による指定確認検査機関等への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施	●															
特定行政庁による指定確認検査機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施		●														
指定確認検査機関の処分履歴等の公表等	●															
（2）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	【目標】・建築士事務所の適正な業務の実施 ・二級建築士及び木造建築士の定期講習受講の徹底															
二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所に対する指導・監督の徹底及び処分基準に基づく適正な処分の実施	●										○					
計画的な建築士事務所への立入検査の実施	●										○					
所属建築士の定期講習受講義務など建築士制度の周知	●	●									○					
二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の処分履歴等の公表	●										○					
3．違反建築物対策等の徹底																
（1）違反建築物対策の徹底	【目標】違反建築物対策の徹底															
違反建築物の是正に係る目標や具体的な取組を定めた方針の作成		●														
警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保		●				○		○	○							
国・都道府県、特定行政庁との情報共有	●	●	●			○										
違反建築物に対する是正指導要領の作成		●							○							
違反の未然防止及び早期発見のための現場パトロール等の実施		●	●	○	○	○					○	○	○			
違反建築物に対する行政指導等		●	●						○							
重大な違反建築物に対する命令及び告発の実施		●						○	○					○		
違反の未然防止等に関する普及啓発		●														
違反建築物に関与した建築士及び施工者等に関する関係機関との情報共有	●	●	●						○							
（2）違法設置昇降機の安全対策の徹底	【目標】違法設置昇降機の安全対策の徹底等															
違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握		●						○								
構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底等		●						○	○							

施策	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関 保健、福祉等	行政機関 住宅、建設業、消費者相談	警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	宅地建物・不動産団体	電気・ガス等エネルギー供給事業者	金融機関等	消費生活団体
4．建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保																
（1）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	【目標】・定期報告率：９５％ ・定期報告の対象となる建築物等の把握 ・定期報告のオンライン化															
定期報告制度の周知		●							○	○	○					
定期報告の対象となる建築物等の把握		●								○						
所有者等に対する報告の働きかけ		●								○						
未報告建築物等に対する報告徴収及び立入検査		●							○	○						
関係機関との連携による定期報告業務講習会の開催		●							○	○						
定期報告対象建築物のデータベース化		●								○						
定期報告に対するフォローアップの実施		●								○						
定期報告受付等のオンライン化の検討		●								○						
（2）建築物に係るアスベストの対策の推進	【目標】アスベスト台帳整備と使用実態把握の促進															
アスベスト対策の周知徹底	●	●									○					
アスベストを有する建築物に係わるデータベース化		●														
アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備	●	●														
公共建築物におけるアスベスト除去状況の公表等	●															
アスベスト対策関係部局との連携		●														
（3）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	【目標】既存建築ストックの安全性の向上と有効活用															
既存建築物に対応する法制度等の周知徹底		●									○					
既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知		●									○					
確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知		●									○				○	
特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施		●							○							
既存建築ストックの有効活用に関する相談先の周知		●				○	○				○		○			○
既存建築物を利活用した優良事例の収集・整理・公表		●														
「既存建築物の現況調査ガイドライン」の周知及び調査結果の活用		●									○					
増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用		●							○		○					
令和７年施行の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕・大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知徹底		●	●								○					

施策	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関 住宅、建設業、保健、福祉等	行政機関 消費者相談	警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	宅地建物・不動産団体	電気・ガス等エネルギー供給事業者	金融機関等	消費生活団体
5．事故・災害時の対応																
（1）事故対応	【目標】事故発生時の迅速かつ適確な対応及び事故発生を防止するための取組の実施															
建築関連団体等との協力体制の整備	●							○	○		○					
事故発生情報の迅速な把握のための関係機関との共有体制の構築		●						○	○							
事故調査を円滑に実施するための関係機関との連携体制の構築		●						○	○							
事故対応マニュアルの整備		●						○	○							
国への迅速かつ適確な事故発生情報の提供		●						○	○							
建築基準法に基づく立入検査の実施等		●						○	○							
類似事故の発生を防止するための注意喚起等		●						○	○		○					
（2）災害対応	【目標】・被災建築物応急危険度判定士登録者数：6,８００人以上 ・被災建築物応急危険度判定模擬訓練　：年１回以上															
災害時の連絡体制等の整備	●										○					
迅速かつ正確な災害情報の把握と提供	●															
被災建築物応急危険度判定士の確保	●										○					
被災建築物応急危険度判定士の技術力等の向上	●										○					
広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保	●										○					
訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底等	●										○					
6．消費者への対応																
	【目標】安全・安心に関する情報周知と関係機関等と連携した相談体制の構築															
消費者部局及び消費生活センターとの連携		●					○									○
ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供		●					○				○	○	○	○	○	○
建築関係団体、住宅供給公社等との連携		●					○				○	○	○	○	○	○

施策	埼玉県	特定行政庁	限定特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関	行政機関		警察	消防	定期報告	建築設計団体	建設業等団体	宅地建物・不動産団体	電気・ガス等エネルギー供給事業者	金融機関等	消費生活団体
						住宅、建設業、保健、福祉等	消費者相談									
7．執行業務体制の整備																
（1）内部組織の執行体制	【目標】・建築行政に必要な執行体制の構築・強化 ・審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施															
・建築技術職員の長期的視点での人材育成及び人員確保 ・審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施	●	●	●	○	○											
構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の確保		●	●	○	○											
（2）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	【目標】関係機関・関係団体との連携強化と取組の充実															
・既存の協議会において、構成員の連携を強化し、取組の充実を図る。 ・新たな法制度の創設や社会情勢の変化等に応じ、関係機関、関係団体と連携した執行体制を整備する。	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（3）データベースの整備・活用等	【目標】・建築確認・検査等に係るデータベースの適切な整備・維持管理の継続 ・各種施策の対象となる建築物の総数の把握															
・建築士・建築士事務所データベースの適切な維持管理 ・建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化	●															
建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化		●	●													
データベース分析による課題抽出と施策検討等	●	●	●													
指定確認検査機関とのネットワークの構築等		●	●	●												
建築行政手続の電子化の推進		●	●													

３．進捗状況の把握　【様式】　（協議会会員）

	目　標	県	特行	限定	指確	指構	目標に対する実績
１．建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保							
（１）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	・令和７年施行の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な確認審査の徹底等	○	○	○	○	○	
（２）中間検査・完了検査・用途変更完了届出の徹底	・新築・増築等における完了検査率、用途変更完了届出率：100%		○	○	○		
（３）工事監理業務の適正化とその徹底	・増築等工事監理者選定割合：100% ・工事監理者による適正な工事監理業務		○	○	○		
（４）仮使用認定制度の適確な運用	・仮使用認定制度の円滑な実施		○	○	○		
	・工事中の建築物の安全確保の徹底		○				
（５）建築確認申請等の電子化の推進	・建築確認の電子申請の受付への対応		○	○			
	・指定確認検査機関と各特定行政庁間での情報共有		○	○	○		
２．指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底							
（１）指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の業務の適確な実施の確保	○	○				
（２）建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	・建築士事務所の適正な業務の実施	○	○				
	・二級建築士及び木造建築士の定期講習受講の徹底	○	○				
３．違反建築物対策等の徹底							
（１）違反建築物対策の徹底	・違反建築物対策の徹底	○	○	○			
（２）違法設置昇降機の安全対策の徹底	・違法設置昇降機の安全対策の徹底等		○				
４．建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保							
（１）定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	・定期報告率：95%		○				
	・定期報告の対象となる建築物等の把握		○				
	・定期報告のオンライン化		○				
（２）建築物に係るアスベスト対策の推進	・アスベスト台帳整備と使用実態把握の促進	○	○				
（３）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	・既存建築ストックの安全性の向上と有効活用		○				
５．事故・災害時の対応							
（１）事故対応	・事故発生時の迅速かつ適確な対応及び事故発生を防止するための取組の実施	○	○				
（２）災害対応	・被災建築物応急危険度判定士登録者数：6,800人以上	○					
	・被災建築物応急危険度判定模擬訓練：年1回以上	○					
６．消費者への対応							
	・安全・安心に関する情報周知と関係機関等と連携した相談体制の構築		○				
７．執行業務体制の整備							
（１）内部組織の執行体制	・建築行政に必要な執行体制の構築・強化	○	○	○			
	・審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施	○	○	○			
（２）関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	・関係機関・関係団体との連携強化と取組の充実	○	○				
（３）データベースの整備・活用等	・建築確認・検査等に係るデータベースの適切な整備・維持管理の継続	○	○	○			
	・各種施策の対象となる建築物の総数の把握	○	○	○			

４．計画の変遷

■　埼玉県建築物安全安心実施計画（平成１１年度～平成２２年度）

策定根拠：建築物安全安心推進計画について(平成１１年４月６日建設省住指第１６３号)

・第１次　平成１１年９月２７日　制定　（計画期間：平成１１年度～平成１３年度）
　　（平成１２年９月２０日　一部見直し）
・第２次　平成１４年３月２２日　見直し（計画期間：平成１４年度～平成１６年度）
・第３次　平成１７年３月１６日　見直し（計画期間：平成１７年度～平成１９年度）
・第４次　平成２０年３月２６日　見直し（計画期間：平成２０年度～平成２２年度）
　　（平成２１年５月２０日　一部見直し）

■　埼玉県建築行政マネジメント計画（平成２３年度～）

策定根拠：建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）
　　（平成２２年５月１７日国住指第６５５号）
　　建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）
　　（平成２７年２月２０日国住指第４４２８号）
　　（令和　２年２月　５日国住指第３６４３号）
　　（令和　７年３月　７日国住指第　４０９号）

・第１次　平成２３年　３月３１日　制定　（計画期間：平成２３年度～平成２７年度）
・第２次　平成２８年　３月３１日　見直し（計画期間：平成２８年度～平成３１年度）
・第３次　令和　２年　８月３１日　見直し（計画期間：令和　２年度～令和　６年度）
・第４次　令和　８年　３月２７日　見直し（計画期間：令和　７年度～令和１１年度）

埼玉県建築行政マネジメント計画

令和８年３月

埼玉県建築物安全安心推進協議会

（事務局：埼玉県都市整備部建築安全課）